

市川市議会議長 佐藤 義一 様

すぐれた市川市男女平等基本条例を守るよう求める陳情

市民ネットワーク千葉県 女性部会  
代表 岩橋百合  
千葉市中央区中央4 - 10 - 11  
電話 043-201-1051

4年前、千葉県議会では、議会自民党の反対により男女共同参画条例が成立できず、47都道府県で唯一条例のない千葉県になってしまいました。非常に残念なことでしたが、同時期に議員提案で全会一致で成立した市川市男女平等基本条例は、内容的にも、その成立過程への市民参加のあり方についても高い評価に値するもので、さすが市川市と、敬意を感じたものでした。

しかし、この12月議会にこのすぐれた条例を全面的に改定した条例が出され、現条例が廃されるかもしれないと聞き、ショックを受けております。提出予定の条例案を見ますと、すべての面において、後退しており、何故このような条例案が出されなければならないのか理解できません。

少子化が止まらず、経済的にも厳しい中、男女平等を力強く支える条例などの法的バックアップがなければ、今後の日本社会は成り立っていきません。特に若い世代においては、男女共に働き、子育て・介護に取り組み、地域生活への参加や社会参加もしていかなければ、人間らしい暮らしを送っていくことはできない社会となりました。

温かい家庭を作るためにも男女共に働き、子育てしやすい環境を整えていくのが政治の役割ではないでしょうか。

先の新聞記事によるといまだ、世界の国々の中で男女平等指数が日本は先進国最低の79位ということでした。特に遅れているとされたのは労働環境と政治参加の2つでした。

こうした現状を市川市議の皆さまはどのようにお考えになっているのでしょうか？さらに男女平等を進めていかなければ、日本の企業の競争力や、市民の暮らしを保っていくことはできません。

どうか、現条例を守り、市民の暮らしを応援する議会であり続けていただきますよう、お願いいたします。

2006年11月24日